

訪問リハビリテーション重要事項説明書

〈2025年7月1日現在〉

1. 指定訪問リハビリテーション事業所 青梅三慶病院訪問リハビリテーションの概要

(1) 事業所の概要

事業所名	医療法人社団 三秀会 青梅三慶病院 訪問リハビリテーション		
所在地	東京都青梅市大柳町 1412 番地		
代表者	医療法人社団 三秀会 青梅三慶病院 理事長 三浦 剛士		
責任者	作業療法士 榎本 康幸		
電話	0428-24-7501	事業所指定番号	1312870780

(2) 営業日、サービス提供時間、勤務体制

月曜日～土曜日(午前9時20分～午後5時) 但し年末年始は除く。祝日は希望の際は要相談とする。

理学療法士：常勤2名(兼務2名)

作業療法士：常勤2名 非常勤1名(専従1名、兼務2名)

言語聴覚士：常勤1名(兼務1名)

(3) サービス内容

①健康管理 病状の観察、血圧・脈拍等の測定

②機能訓練 リハビリテーション

③介護者の援助 介護方法の指導・健康管理・福祉サービスの紹介

④その他の相談

(4) 通常の事業実施地域

青梅市全域 (青梅市外の地域にお住まいの方はご相談ください。)

2. 利用料金

(1) 利用料

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として総額の1割が自己負担となります。

但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービスの利用は全額自己負担となります。

お支払いいただく料金は以下のとおりです。

※地域区分による上乗せがあるため、1単位 10.83円で計算されます。

内容	利用者負担金			備考
	1割負担	2割負担	3割負担	
訪問リハビリテーション (要介護の方) 308単位/回	334円/回	667円/回	1,001円/回	1回(20分)につき週6回限度 (退院・退所の日から3か月以内 は週12回限度)
介護予防訪問リハビリテーション (要支援の方) 298単位/回	323円/回	646円/回	969円/回	1回(20分)につき週6回限度 (退院・退所の日から3か月以内 は週12回限度)
短期集中リハビリテーション実施加算 (要介護・要支援の方) +200単位/日	217円/日 加算	434円/日 加算	650円/日 加算	退院・退所又は認定日から3か月 以内で、概ね週2回、40分以上 訪問リハビリテーションを実施 した場合
認知症短期集中リハビリテーション実施 加算 (要介護・要支援の方) +240単位/日	260円/日 加算	520円/日 加算	780円/日 加算	退院日又は訪問開始日から3か月 以内に、訪問リハビリテーション を集中的に実施した場合
サービス提供体制強化加算(I) (要介護・要支援の方) +6単位/回	7円/回 加算	13円/回 加算	20円/回 加算	厚生労働大臣が定める基準(勤続 年数7年以上の者がいること)に 適合し、利用者に対し訪問リハビ リテーションを行った場合
移行支援加算 (要介護の方のみ) +17単位/日	19円/日 加算	37円/日 加算	56円/日 加算	指定訪問リハビリテーション事 業所が訪問リハビリテーション を行い、利用者の社会参加等を支 援した場合

退院時共同指導加算 (要介護・要支援の方) +600 単位	650 円 加算	1,300 円 加算	1,950 円 加算	退院にあたり退院前カンファレンスへ参加し、退院時共同指導を行った場合、当該退院につき 1 回に限り加算
中山間地域等居住者サービス提供加算 (要介護・要支援の方) +5/100 単位/回	※単位数に応じて変動			運営規定に定められている「通常の営業実施地域」(青梅市内)を越えて、厚生労働大臣により定められた「中山間地域等」(奥多摩町はこれに該当)に居住する利用者にサービスを提供する場合
利用開始月から 12 か月を超えた期間に訪問リハビリテーションを実施した場合 (要支援の方のみ) -30 単位/回	32 円/回 減算	65 円/回 減算	98 円/回 減算	訪問リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して 12 か月を超えて訪問リハビリテーションを行う場合

(2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地域の居宅において、訪問リハビリテーションを実施した場合、次の金額を実費にてご請求させていただきます。

- ・通常の事業実施地域内(青梅市内) …無料
- ・通常の事業実施地域以外の地域(青梅市外)
 - ①通常の事業実施地域を越えて 10km 以内 …150 円
 - ②上記より 5km 増すごとに 100 円加算

3. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等が生じた場合は、事前の打ち合わせにより、当院医師(もしくは主治医)、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

主治医	病院名	
	担当医	
	連絡先	

ご家族	氏名	
	連絡先	

4. サービスに対する相談・苦情の窓口

利用者相談・苦情担当 担当 榎本 康幸 電話 0428-24-7501

また、御意見箱を青梅三慶病院受付正面に設置しております。

その他、お住まいの市役所の介護保険課、もしくは東京都国民健康保険団体連合会苦情相談専用窓口

(03-6238-0177 : 土日・祝祭日を除く午前 9 時から午後 5 時まで) へご相談下さい。

5. 診察について

当院訪問リハビリテーションにおきましては、ご利用開始前に主治医からの診療情報提供書をもとに、当院医師の診察を受けて頂きます。

また、3 か月以上のご利用継続が必要と判断された場合は、再度当院医師の診察が必要となります。その際、主治医からの診療情報提供書は、必要に応じ戴くことになりますので、ご理解の程お願いします。